

(参考) Known Shipper / Regulated Agent制度について

趣 旨

ICAO国際標準等に準拠

航空貨物のセキュリティレベルを維持しつつ、物流の円滑化等を実現

➔ 荷主から航空機搭載までの過程を一貫して保護するための保安制度
『Known Shipper / Regulated Agent 制度』を新たに創設
(制度の運用開始は、10月1日を目途)

概 要

フォワーダー (航空貨物利用運送事業者等)

ICAO国際基準に準拠した航空貨物保安計画
を策定

航空貨物保安計画に従い、
荷主の段階から貨物の安全性を確認する
持ち込まれた貨物について一定の保安措置
を実施する
等により、貨物の流通過程から、一貫したセキュ
リティ対策を実施

国土交通省

航空貨物保安計画の審査・
認定

認定を受けたフォワーダー等
のセキュリティ対策の査察

航空会社

航空貨物の安全性等の確認等を実施し、航空機へ搭載

